

専門研修管理委員会規約モデル文書（改正案）

（設置）

第1条 専門研修基幹施設に当該専門研修カリキュラム統括責任者の指示により、専門研修管理委員会を設置する。専門研修管理委員会は基幹施設とその基幹施設に紐づけられた連携施設、特別連携施設により構成される。当該専門研修カリキュラム統括責任者は研修委員会委員長を指名するが、当該専門研修カリキュラム統括責任者と研修委員会委員長の兼任を許容する。基幹施設と協力する連携施設は1名以上を委員会委員として選出する。

（目的）

第2条 専門研修管理委員会（以下委員会）はがん薬物療法専門医研修を行う専攻医が専門研修カリキュラムに基づき、適切に研修を行うことを支援、指導し、評価を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）当該専門研修カリキュラム統括責任者
 - （2）専門研修管理委員会委員長（統括責任者との兼任を許容する）
 - （3）副統括責任者
 - （4）指導医（担当指導医、症例指導医、病歴指導医）
- 2 委員長は専門研修統括責任者が指名し任命する。
- 3 第3条（3）（4）の委員は委員長が指名する。ただし、（3）（4）の委員は兼任することができる。
- 4 委員会を構成する前項（4）の人数は、基幹施設において（1）から（3）に掲げる者を除いて1名以上、連携施設において各施設1名とする。

（役割と権限）

第4条 委員会の役割は次に掲げる役割および権限を有する。

- （1）専攻医の採用
- （2）専攻医の研修開始認定
- （3）専攻医研修の進捗状況の把握
- （4）専門研修カリキュラムの問題点の検討や再評価
- （5）専門研修カリキュラムの修了判定
- （6）臨床腫瘍学に関する多職種を含む研修会の年1回以上の開催

（会議）

第5条 委員会は原則として年2回以上開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催するものとする。

- 2 委員会は連携施設を代表する指導医一名と統括責任者（又は統括副責任者）の出席を

もって成立する。

3 委員会の開催形態は、対面、オンラインのいずれかとする。

(附則)

本規約は、○年○月○日から施行する。

■ 専門研修管理委員会規約モデル文書の改正（新旧対照表）

新	旧
（組織） 第 3 条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。 （１）当該専門研修カリキュラム統括責任者 （２）専門研修管理委員会委員長（統括責任者との兼任を許容する） （３）副統括責任者 （４）指導医（担当指導医、症例指導医、病歴指導医） 2 委員長は専門研修統括責任者が指名し任命する。 3 第 3 条（３）（４）の委員は委員長が指名する。ただし、（３）（４）の委員は兼任することができる。 4 委員会を構成する前項（４）の人数は、基幹施設において（１）から（３）に掲げる者を除いて 1 名以上、連携施設において各施設 1 名とする。	（組織） 第 3 条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。 （１）当該専門研修カリキュラム統括責任者 （２）専門研修管理委員会委員長（統括責任者との兼任を許容する） （３）副統括責任者 （４）指導医（担当指導医、症例指導医、病歴指導医） （５）当該専門研修カリキュラム連携施設担当者 2 委員長は専門研修統括責任者が指名し任命する。 3 第 3 条（３）から（５）の委員は委員長が指名する。ただし、（３）から（５）の委員は兼任することができる。 4 委員会を構成する前項（４）から（５）の人数は、基幹施設において（１）から（３）に掲げる者を除いて 1 名以上、連携施設（特別連携施設を含む）において各施設 1 名とする。